

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会 長 川 崎 裕 子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 20 年 3 月 11 日付け大市民第 1435 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 20 年 2 月 12 日付け大市民第 1341 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 20 年 1 月 28 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し「1、人権協会に駐車場管理委託している物件で協力費として計上しているものの内訳及金額（平成 6 年度～平成 18 年度） 2、協力費の算出根拠」の公開請求を行った。

2 不存在による非公開決定

実施機関は、前記の公開請求のうち、「人権協会に駐車場管理委託している物件で協力費として計上しているものの金額（平成 6 年度、平成 10 年度～平成 18 年度）」については、「決算報告書（平成 6 年度～平成 18 年度）」を特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、平成 20 年 2 月 12 日付け大市民第 1340 号により部分公開決定を行った。

また、「1、人権協会に駐車場管理委託している物件で協力費として計上しているものの内訳（平成 6 年度～平成 18 年度） 人権協会に駐車場管理委託している物件で協力費として計上しているものの金額（平成 7 年度～平成 9 年度） 2、協力費の算出根拠」（以下「本件請求」という。）については、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「上記請求にかかる文書を取得しておらず、存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 2 月 15 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件管理委託契約について

本件請求に係る本市と社団法人大阪市人権協会（以下「人権協会」という。）はそれぞれの用地ごとに管理委託契約を締結している。

市有地の管理委託とは、当分の間、転活用の目途がない未利用地について、本来なら本市が直接管理すべきものであるが、管理の効率性からしても人的・財政的に困難であり、管理経費の節減や財産の維持・保存の必要性から、本市の関連団体に対して管理の委託を行うことをいう。

管理の委託を行う場合は、通常受託者に対して委託料を支払うべきものであるが、本市における未利用地の管理委託については、委託料を無償とする代償として、本市の事業上支障を及ぼさず、財産管理の目的を妨げない範囲内で、本市の承認を得て受託者が使用収益をすることを認めており、返還時に撤去・明渡しが容易で、かつ地域住民等の需要が高い駐車場とされているものがほとんどであり、その収益が使用収益に要した費用を超える場合は、その超える額の3分の2を本市に納付させることとしている。

2 本件文書について

異議申立人のいう地域協力費は、不法投棄や不法占拠の防止のための巡回警備、駐車場の受付業務、滞納整理や募集、除草、清掃などの現地における管理業務に係る費用である業務協力費・用地協力費を指していると思われるが、平成17年度まで、人権協会から各地域人権協会に対して、駐車場や空地等の現地管理費として、支払われていたものであり、既公開文書（平成20年2月12日決定）の人権協会事業本部決算報告書第1期（平成6年度）、第5期（平成10年度）～第12期（平成17年度）に、それぞれ金額が計上されている。

上記年度では、「売上原価」の明細として「業務協力費」と「用地協力費」が計上されているが、第2期（平成7年度）～第4期（平成9年度）については、「売上原価」は計上されているものの、その明細である「業務協力費」と「用地協力費」は計上されていない。

なお、駐車場設備及びその維持管理費については、人権協会が駐車場収益の中から経費として支出している。

本件に係る管理委託契約に基づく当該年度における収支の明細については、毎年度末、人権協会より決算報告書の提出を受けており、その決算報告書にて収支及び本市への納付金の額の確認は可能であるため、異議申立人が公開請求している「1、人権協会に駐車場管理委託している物件で協力費として計上しているものの内訳（平成6年度～平成18年度） 人権協会に駐車場管理委託している物件で協力費として計上しているものの金額（平成7年度～平成9年度） 2、協力費の算出根拠」に関する公文書は取得しておらず、原処分を行ったものである。

なお、契約については、管理委託契約書に基づき、毎年、自動的に更新されており、有効に継続されている。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 大阪市と人権協会との駐車場管理委託に計上している協力費の算出根拠の文書がない。それでは職員はどのように把握して仕事をしてきたのか。契約書も交わさず管理

委託を今まで放置していることが異常である。

- 2 大阪市の市民の税金で土地を購入し、駐車場設備も市民の税金を使っているにもかかわらず地域協力費として約1億5千万円もの税金を誰に支払っているのか明確に残しておく必要があると同時にその算出根拠も残っているはずである。加えて、人権協会にも協力費の明細及び積算根拠も残っているはずである。例えば年金などの記録は残っていたのではないか。大阪市も国同様、たとえ覚書としても当時の職員に聞き取ることでもあるはずである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

3 本件文書の存否について

(1) 本件請求に係る管理委託契約等について

ア 異議申立人は、本件請求に先立ち、本件請求と関連する情報公開請求及び情報提供の申し出を行っており、これを受けて、実施機関は、「同和対策関連未事業化等用地の管理委託及び使用許可に関する協定書」、「管理委託契約書（駐車場）」及び「決算報告書」等を提供している。

以上の経過を踏まえ、当審査会において、実施機関に確認したところ、本件請求に係る管理委託契約の内容は以下のとおりであった。

イ 管理委託契約について

大阪市は、人権協会とそれぞれの用地ごとに管理委託契約を締結している。

人権協会は、大阪市の承認を得て、当該用地を駐車場として使用収益しており、その収益と使用収益に要した費用の差額の3分の2を大阪市の納付している。

当該年度の収支の明細については、毎年度末、人権協会から提出される決算報告書に計上されている。

ウ 協力費について

異議申立人の主張する協力費とは、決算報告書中に費用として計上されている業務協力費と用地協力費のことであると認められる。

業務協力費及び用地協力費とは、ともに現地における管理業務に係る費用として人権協会から各地域人権協会に支払われた費用のことであり、業務協力費として駐車場使用料の30%が、用地協力費として、管理面積に応じ年間131万円、200万円、300万円が、支払われていたとのことである。

なお、現地における管理業務とは、駐車場の受付業務、滞納整理及び不法投棄や不法占拠の防止のための巡回警備等である。

(2) 平成 17 年度定期監査(市民局所管事務)について

ア 監査の概要

市民局人権室所管事務(平成 17 年 12 月 5 日～平成 18 年 1 月 13 日)に関して、関係法令等にとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、関係書類を抽出等により調査するとともに関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査しているとのことである。

イ 監査の結果

市民局人権室所管事務のひとつである本件駐車場管理委託について、次のような指摘がなされている。

「人権協会事業本部から管理委託に係る収支報告がなされているが、費用の中に計上されている業務協力費及び用地協力費について、市民局において具体的な使途内訳の確認がなされておらず、その積算についての合理的な理由が説明されなかった。また収入に対する費用(市納付金を差し引いた額)の割合は 80%を超えている。今後費用の考え方について整理し、収支について精査のうえ、効率的な運営に努められたい。」

上記の指摘を受けて、実施機関は、業務協力費及び用地協力費の考え方について整理するとともに、領収書等により使途の内訳の確認をするといった事業の見直しを行っている。

(3) 本件文書の存否について

ア 異議申立人は、「協力費の算出根拠の文書がない。それでは職員はどのように把握して仕事をしてきたのか。」と主張している。

これに対して、実施機関は、決算報告書にて収支及び本市への納付金の額の確認は可能であるため、本件文書を取得していないと主張しているので、以下、当該主張の妥当性について検討する。

イ 第 2 期(平成 7 年度)～第 4 期(平成 9 年度)における業務協力費及び用地協力費の金額について、当審査会で当該期の決算報告書を見分したところ、他の期と異なり、売上原価として総額は計上されているものの、その明細である業務協力費及び用地協力費については計上されていなかった。

ウ 次に、業務協力費及び用地協力費の内訳と算出根拠について、検討する。

使用収益と、使用収益に要した費用の差額の 3 分の 2 が大阪市に納付されるという契約内容からすると、大阪市に人権協会から納付される金額を正確に積算するためには、駐車場の管理等による収益と費用を詳細に確認する必要があると認められる。

しかしながら、前述のとおり、実施機関は、定期監査時に、業務協力費及び用地協力費について、具体的な使途内訳の確認をしておらず、その積算についての合理的な理由が説明できなかったとの指摘を受けており、その後、業務協力費及び用地協力費について、領収書等により使途の内訳を確認するように措置していることからすると、事実として、当時実施機関は、業務協力費等を文書により詳細には把握してなかったことが窺える。

また、当審査会が確認したところ、決算報告書以外に、費用の内訳や積算根拠に関するより詳細な資料の提出を義務付けた規程や指針等は存在しなかった。

エ 以上を踏まえれば、事務のあり方に不十分な点は認められるが、本件文書が存在しなかったとする実施機関の主張は不自然とまでは言えない。よって、不存在を理由に非公開とした実施機関の本件決定は、結果として妥当である。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 宇多民夫、委員 小谷寛子、委員 中原茂樹